

平成28年第2回広尾町議会定例会 第2号

平成28年6月16日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（13名）

1 番	浜 野 隆	2 番	萬亀山 ちず子
3 番	北 藤 利 通	4 番	前 崎 茂
5 番	志 村 國 昭	6 番	山 谷 照 夫
7 番	星 加 廣 保	8 番	渡 辺 富久馬
9 番	小 田 英 勝	10 番	小 田 雅 二
11 番	旗 手 恵 子	12 番	浜 頭 勝
13 番	堀 田 成 郎		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	堂 場 則 彦
兼 出 納 室 長	堂 場 則 彦
総 務 課 長	鈴 木 孝 俊
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	長 田 吉 弘
税務課長（事務取扱副町長）	田 中 靖 章
税 務 課 長 補 佐	平 浩 則
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
保 健 福 祉 課 長	大 林 勝 則
地域包括支援センター長	菅 原 樹 美 恵
健康管理センター長	佐 藤 清 美
特別養護老人ホーム所長	厚 谷 幸 則

兼養護老人ホーム所長	厚	谷	幸	則
特別養護老人ホーム次長	西	脇	秀	司
農 林 課 長	金	井	秀	司
兼 町 営 牧 場 長	金	井	秀	司
水産商工観光課長	雄	谷	幸	裕
建設課長	道		淳	一
建設課長補佐	北	藤	盛	通
上下水道課長	小	川	浩	司
兼下水終末処理センター長	小	川	浩	司
港湾課長	道	端	隆	三
国保病院事務長	今	井	啓	容

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹	原		博
管 理 課 長	澤	田	佳	幸
兼学校給食センター所長	澤	田	佳	幸
管 理 課 長 補 佐	松	田	哲	典
ひろお幼稚園長	道		尚	子
社会教育課長	保	志		悟
兼 図 書 館 長	保	志		悟
兼 海 洋 博 物 館 長	保	志		悟
図 書 館 長 補 佐	奥	村	京	子

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	宮	脇	昭	道
併 書 記 長	鈴	木	孝	俊

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	菅	原	康	博

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	鈴	木	孝	俊

〈 農 業 委 員 会 〉

会 事	務	局	長 長	新 早	海 川	敏	春 修
--------	---	---	--------	--------	--------	---	--------

○出席事務局職員

事 総	務	局 係	長 長	菅 鎌	原 田	康	博 慎
--------	---	--------	--------	--------	--------	---	--------

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、北藤利通議員、9番、小田^{こだ}英勝議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、10番、小田^{おだ}雅二議員、発言を許します。

1、10番（小田^{おだ}） 自治体としての広尾町は、行政執行上、北海道、いわゆる道でありますね、そして国の行政機関ともいろんな面において緊密に連絡や協議を行い、円滑な運営を目指さなければならないのは、論をまたないところであります。

さて、現在、町内を走る国道の歩道上に、各丁目ごとに滑りどめ用の砂を保管する黒いボックスが設置されています。このボックスの設置等について、設置者である、国である開発局と広尾町の間でいつごろどのような形で協議があったのかをまずお答えください。

そしてまた、庁舎内部での協議検討、対策などについてどのようにあったのか教えていただきたいと思います。

それが第1次の質問であります。お願いします。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） 小田^{おだ}議員の質問にお答えをいたします。

国道の滑りどめ用焼き砂の保管ボックスの設置及び利用方法についてであります。

このボックスの設置につきましては国道でございまして、道路敷地内であるため、広尾町との協議は行われておりません。当初は坂道用としての設置でありましたけれども、平成24年度から歩行者の転倒防止など安全確保のため順次設置をし、現在では32か所となっているところであります。利用方法につきましては、凍結場所に必要に応じて焼き砂の散布ができるものであります。

設置に当たっての役場庁舎内部での協議検討についてであります。検討はしていないところでございます。今後におきまして、危険箇所と思われる場所等につきましては、広尾道路事務所と協議を行ってまいりたいというふうに思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 10番、小田^{おだ}雅二議員。

1、10番（小田^{おだ}） 日本の法律の中では、行政執行する自治体、道、国が協議しなければならないという法律はありません。

しかし、外国では、私も昔々土曜講座で習ったことがあるのですけれども、町長も習ったと思うのですけれども、第一義的に最優先課題として自治体と自治体がクロスするところについて、住民サービスというか、主権者である住民のためにそれが一番大事だということ、いわゆるたらい回しといいますか、先送りというか、そういうことで行政執行についての責任を転嫁する形が多いので、そのことを阻止するためのすばらしい法律が外国にはあるわけですが、それは日本になくてもやはり関係部署等とあらかじめ協議することが非常に大事だし、特に広尾町の場合は黄金道路、そしてまた天馬街道と、いわゆる普通は緊密な関係でやっているはずであるけれども、事この砂に関しては、はっきり言って漏れてしまったというふうに私は感じているけれども、町としては連絡がなかったのだからということもありましようけれども、実際にそれはよくはないけれども、それは置いておいて、だけれども町の中でその設置されたボックスについて町職員も、あるいは関係者からそういう耳に……、あれは何だ、どうやって使うのだ、いつついたのだということが町内を歩いていたらわかる、車で走っていたらなかなかわかりづらいですけれども、そのことに気がついて、そのことで住民は知っているのだろうかということをやっていくべきだと思うのです。だから、その辺について私ははっきり言って配慮が足りなかったのかなと思います。

そして、そのことについて私は、各人が職員でありながらも住民として町内に生活しているわけですから、そういうところでいろんな情報を得るわけですから、そのことを町の内部で課からスタートして課長と話したり、その辺が担当あるいは職員、階級というか職制関係なく全ての人が町のためにいろんな疑問や、あれはおかしいのではないかとということが内部集約されるような形がやはりないのではないかとというふうに私は思います。

そのことについて1つ聞きたいのと、あと、それにかかわって、このボックスについてはもう設置されているけれども、私が見たわけではないけれども、かつては雪が解けた春先には撤去していたというふうにも聞いています。ところが、今設置した状態を見てみると、がっちりとめてあって、多分そのままずっと置いておくという格好なのですから、そのことについて住民あるいは町がとやかく言えないと思うのです、国の場所に国のものをつくっているわけですから。

ただ、問題としてはやはり広尾町の中にあるわけですから、広尾町民がそれを見たりしている中で、美観的にいい悪いは、これは人の判断によるかと思いますが、東日本大震災の中で対策として、津波対策で防潮堤をつくる、つくらないという論議が各自治体であります。そしてかなり、そういうものは要らないと、津波のときは先に逃げるのだということで、それを要らないとする判断をしているところもあります。

そういう中で、それから比べると、先ほど言いました感覚ですが、そんなに目立たないし

利用できるものであればいいのではないかという人もいるし、やはり必要のない夏、秋には撤去してほしいという感覚もいるでしょうし、いろいろ私も聞きましたら、これは一つの情報としてこれからは対策として考えてほしいのですけれども、結構背が高く、百何十センチもあるので、子どもが横断歩道を渡ろうとするときに、逆に見えなかったりすると危険性があるという部分もあるかと思います。そして、私も何人かの人に夜運転していて、黒いけれども人に見えるという人もおられました。

そして、あともう一つ、私も開発に行って聞いたのですけれども、何のための砂なのかということなのですけれども、私は車のスリップどめの砂と思っていました。何人かに聞きますと半分ぐらいの人がドライバー用だと、半分ぐらいの人が歩行者用だと言っていました。これも、やはり車を運転する人は車で考えるから、スリップを防ぐためのものではないかというふうに言うし、歩く人は歩行者ではないかということで、答えは本来の目的は歩行者用ということで、確かに歩行者が道路上ですってん転びということで、そのことで開発も国道においてそういうことがないようにということで、もちろん目的があってそういうふうにしたのだとは確かに思いますけれども、このことについても町民も知らされていないし、町も知らされていないという私は大変不思議な状況なのですけれども、このことに関しては、おくれはせながらもやはり広報等でどういうふうにするのか、そして砂は中に入っているのだけれども、勝手にまくわけですね、言ってみれば勝手にというか、気がついた人が。そのことも、どうしていいのかやっぱりわからないと思うのだね。だから、勝手にまいていいのであれば、勝手という言葉もちょっとまずいのですけれども、みずから近くの人が横断歩道が凍っているのが危ないということで近くの人がまいてくれるかもしれないし、1回転んでひどい目に遭った人がまくかもしれないし、いろんな形があると思いますけれども、このことについてもやはり説明責任は町として、ないかもしれないけれども、やはりある。町民が利用する歩道ですから。その辺について聞きたいと思いますので、とりあえず項目が分かれてしまいましたけれども、教えてください。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 町をつくっていく上で、広尾町、そして北海道、国とそれぞれ行政機関が重なり合う部分多々あるところでありますが、今、議員がおっしゃったように当然そういうことが連携をしながらやっていくべきだというふうに思っているところであります。

特に危険箇所等については、特に信号機や何かについては事故多発のところは、やっぱり広尾町からそれぞれ要望しながら、そしてそういった対策を講じていくという、そんな手順もあるわけでありまして、こういった意味では連携をしっかりとしなければ行政は進まないものだというふうに思っているところであります。

今回の焼き砂の保管ボックスにつきましては、今までは、26年度までは仮設で冬の間だけつけて、そして夏の間はとっていたということでもあります。27年度からそれを固定式にしたということであ

りまして、今、議員がおっしゃったように今も残っているところでございます。その設置に向けての協議はなかったわけでありまして、今まで冬につけていて夏も引き続きつけることでありますから、正直言って余りあそこを歩いて違和感ということは今までなかったわけでありまして、住民のほうからも横断歩道で見づらいだとか、そういった声も今のところはないわけでありまして、ただ、そういったことの懸念があるとすれば、しっかり開発のほうと協議を進めていきたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 10番、小田^{おだ}雅二議員。

1、10番（小田^{おだ}） 1次質問、2次質問と前後しますが、最後にこのことに関してひとつ町長の姿勢を聞きたいのですが、昔々の話だと思うのですが、真岩町長のことで私がずっと聞いているのは、彼は現場を歩いて、そして何か住民にとって不都合なところがあれば、すかさず町が対応できるのであればすぐしたというふうに聞いています。そのころは余り車もなかったもので、歩くことで町内を見られた。今は町長も車でここに来られていますけれども、前は健康のためにもよく歩いたというふうに聞きますので、歩行者の立場に立つというのはただちょっと歩くだけではだめなのでやはり歩く。そしてまた、自転車は自転車の人も、乗ると段差がどれだけ大変なのかということもわかる。やはりそれぞれの立場に立つということが基本的には当たり前ですが、そのことからして町長もたまに歩いて、私も歩くように努めますけれども、そういう現場主義というのをもう一度きちっと町内部で考えを持ってほしいなと思います。

そして、あといろんな情報の集積で、先ほどちょっと言い忘れたのですが、私もここ言うべきことでもないし、担当者に言うべきことかと思いますが、同じような情報の集積のことで関係しているの、1つだけ蛇足ですが、言わせてもらいますけれども、先日町内でのバーベキューで大丸山に行きました。そうしたら、私ともう一人の人が転びそうになりました。何で転びそうになったかという、あそこには風のためのカーテンがあります。そのカーテンはワイヤーで、下にもどういいうけかワイヤーがある。上下でこうなっているのかな。それで、そのところにそのワイヤーが地上から少し浮き出て、ちょうど足の先にぶつかるころなので、そのことも多分庁舎内部で気づいた人もいないかと思うのですが、私は管理人の方に言いました。これちょっと危ないですねと言いますと、町に言っていると、まだやらないと、全然関係はないと私は思うのですが、ちょっと。ただ、情報の集積ということで、でも、これも損害賠償の対象になります、転んだら。きのうの話にまた戻りますが、風害にかかわってもきますけれども、そういうことで、とにかく現場主義ということで、私はこの質問は最終的には現場をきちっと見るかどうかということが回答でありますから、たった今、現場主義ということでちょっと1つ例を出しましたが、関係のない例かもしれないけれども、今私が言ったことに對する町長の考えを聞かせていただきたいのと、あと……、いいです、それだけです。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 私も常々、含めて職員にも言っていることは、やはり住民の立場に立った住民の目線ということを大事にしてくださいということを常々言っているところであります。

今、例を出されましたけれども、私もかつて散歩していたときには非常にやっぱりわかりますね。段差だとか、夜はどこが暗いとか十分わかるところであります。それぞれ職員、所管所管で担当しているわけですから、しっかり現場を検証しながら対策を講じてまいりたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 次に、11番、旗手恵子議員、発言を許します。

1、11番（旗手） 私は、初めに、子どもの医療費無料化は高校卒業まで拡大すべきと思い、町長に質問します。

子育て支援、少子化対策を目的に、子どもの助成対象を拡大する自治体が急増しています。「通院費を15歳の中学校卒業時やそれ以上の年齢まで助成しているのは、昨年4月1日現在、道内179市町村の約6割に当たる104市町村で、5年前の4倍に増えた。子どもの数が少ない町村を中心に自己負担分を全額助成する無料化が目立つ」と、昨年度は報じています。

十勝管内では、2015年度4月の時点では、中学生まで助成している自治体は16町村で、高校生まではゼロでした。しかし、昨年8月から上士幌町、陸別町が高校生まで全額無料に、2016年度は更別村も全額無料に拡大しています。本別町は今年8月から町民税非課税世帯のみ無料と、高校生まで無料拡大した自治体は一挙に4町村に広がっています。他の町村は全て中学校卒業まで無料化拡大しています。

この間、子どもを持つお母さんから「子どもの医療費を中学生まで拡大してもらい、本当に助かっています。でも、子どもが今年から高校生になったの。病院代、薬代かかると思うと困ってしまおう」という声が寄せられました。「子どもの成長は嬉しいけれど、病院代が気がかりです。せめて高校卒業まで無料にしてもらえたら助かるのだけれど」と言われました。私は、高校生まで無料にする自治体が増えていること、22歳学生まで助成している自治体もあることを説明すると、「ぜひ広尾町でも取り上げてほしい」と言われました。

これまでも、高校卒業まで拡大すべきではと質問してきました。昨年12月定例会の前崎議員の質問に対し町長は、医療費の全額助成を中学校卒業までに拡大したことは、子育て支援の一因になっていると認め、広尾町総合戦略の4つの柱の1本に少子化対策を掲げ、子どもを産み育てる環境を充実させたいと考えていると答弁されました。医療費無料化の拡大につきましては、国での検討状況を見きわめながら考えていきたいとも答弁されています。どこの町村でも同様に検討し、今年度から医療費無料化拡大をした自治体が増えたのではないのでしょうか。

そこで、高校生まで拡大した場合の所要額は、どのくらいになると試算されているのか質問いたします。

次に、後期高齢者医療制度の特例軽減廃止の影響について質問します。

国は、2017年度から特例軽減を廃止するとしています。北海道の場合、2014年度の決算時の9割軽減者は約18万7,000人、被保険者比では25.5%、8.5割軽減者は約13万1,000人、被保険者比17.8%、被扶養者軽減者が約6万人、これは被保険者比8.3%です。その数は37万8,000人、全体の51.6%が該当しているといえます。さらに、所得割軽減者が約6万8,000人で、対象者は増加の一途をたどり深刻な影響を及ぼすだろうと言われています。本町での被保険者数、特例軽減の対象者数はどのようになっていますか。

しかも、特例軽減がなくなると、8.5割軽減の場合2倍、9割軽減の場合3倍、健保の被扶養者だった9割軽減の人は5倍から10倍の値上がりになるといいます。負担能力を超える深刻な事態になるのではないのでしょうか。本町でのモデルケースで、現在の保険料と特例軽減がなくなった場合の保険料の試算をお示してください。

後期高齢者医療制度は、2006年の法改正から10年、08年の制度スタートから8年がたちました。それまでの老人保健法を名称ごと変更し、「高齢者の医療の確保に関する法律」として発足させました。75歳以上の高齢者を国保や健保から引き離して、75歳以上だけの独立した保険制度をつくったことで、全員から保険料を徴収し、医療給付など制度運営を行うことになりました。財政は保険料、公費と現役世代からの支援金を入れて運営しますが、収入が少ない一方で医療費がかさむ後期高齢者の独立保険は、基盤の極めて脆弱な仕組みと言わなければなりません。しかも、法律自体、その目的に医療費適正化、すなわち医療費削減を掲げ、医療内容の差別化にも通じる規定が盛り込まれ、うば捨て制度と強く批判されたものです。

後期高齢者医療制度では、本来の低所得者保険料軽減に加え、9割、8.5割などの特例軽減が予算措置で行われており、国費800億円がこのために使われ、対象者は865万人、被保険者全体の55%に及んでいるといえます。それだけ低所得、低年金の加入者が多く、こうした措置なしには制度が組めなかったといえます。

厚生労働省の資料でも、後期高齢者の年金収入の現状は平均が127万円で、基礎年金満額の80万円以下が約4割を占めているといえます。この層の人は他に所得がないのが圧倒的で、さらにその半数近くは50万円以下、月々5万円に満たない年金で暮らしているといえます。こんなぎりぎりの人を含め、低年金の高齢者に負担増を押しつけるのは、許されないことではないのでしょうか。特例軽減廃止、保険料大幅引き上げを許さない取り組みが必要と思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

東川町では、今年度から75歳以上の高齢者が、町立診療所、ここでは町内唯一の医療機関だそうです。この町立診療所の外来にかかったときの窓口負担分を全額助成を始め、町民から喜ばれているといえます。東川町は小さくても輝く自治体を目指す中で、子育てや福祉、住み続けられるまちづくりを応援する先進的な施策、取り組みを行い、少子高齢化の中でも人口を増やしている町として注目を集めています。

松岡町長は、NHKが報道してまとめた「老後破産」を読んでショックを受けたといえます。「下流老人」の著者は、「孤独死は、医療を中断し、高齢者自身の受診抑制がある」と指摘しています。松岡町長は、無料化に踏み切った思いを「人口が増加する中で生じた財源を何に使うかと考

えたときに、町の基盤を築かれた先人各位への感謝と、病気の早期発見と早期治療により重症化の防止、介護進行の抑制につながるものではないか」と語っています。本町とは条件の違いもありますが、参考にするべき考え方ではないでしょうか。町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

高校卒業までの医療費の無料化の拡大についてであります。

本町におきまして、平成27年4月診療分から、医療費の全額助成を中学校卒業までに拡大、実施しているところであります。国の基準を超えて独自でそういった制度をやっているところには、国では子どもの医療費の波及増が生じるとして、国保の国庫負担で減額調整措置を行っているところであります。ですから、全国の自治体で独自に国を上回る対策をしているところは、調整交付金など減額がされているところでもあります。このことについては、全国町村会、知事会、市長会におきまして、少子化対策、また、地方創生の国を挙げての方向性に反するとして、撤廃を今要請しているところでもあります。そしてさらに、医療費の助成制度というのは、全国一律の基準でやるべきだということの創設も求めているところでもあります。

そんな背景があるわけではありますが、今、議員のほうから、高校生までの医療費無料の拡大のお話がありましたけれども、結論的に申し上げれば、厳しい本町の財政状況を鑑み、実施については困難と考えているところでもあります。

また、高校生まで拡大した場合の所要額につきましては、約500万円になると試算をしているところでもあります。

2つ目の後期高齢者医療制度の特例軽減廃止の影響についてであります。

特例軽減につきましては、平成20年度の本制度施行により拡充されながら、予算措置として実施をされてきたところでもあります。本町での被保険者数につきましては、平成27年度で1,361人、特例軽減では9割軽減が382人、8.5割軽減が415人となっております。

保険料軽減の特例措置廃止につきましては、最大で低所得者にあっては3倍、元被扶養者にあっては10倍の増となるところでもあります。国におきまして急激な負担増となる方については、きめ細やかな激変緩和措置を講ずることとしております。

全国後期高齢者医療広域連合協議会におきまして、高齢者の生活の影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持することなどの要望書を提出しております。今後、関係機関と連携をとりながら、保険料軽減措置の維持について行動してまいりたいと思っております。

次の高齢者の窓口負担の助成についてであります。

財政状況から、窓口負担の助成につきましては困難な状況にあるところでもあります。増加傾向にある医療費をいかに減少させていくかについて、検討をしているところでもあります。例えば、特定健診の受診率を向上させていくことによりまして、病院を受診する前に健康管理の手だてを講じるなど、医療費を減少させていくことなどで財政負担を減らし、また、高齢者の方の健康を維持して

いくことなど、どちらにとっても利益のあることを重点的に取り組んでいきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 子どもの医療費の助成の部分で再質問させていただきます。

町長は、子どもの医療費助成に係る国庫負担の減額調整措置、ペナルティの廃止、撤廃してほしいということで要請活動を続けていると言われましたけれども、広尾町議会としても今年の3月議会に国に向けての意見書を提案して全会一致でそれを国に上げているという経過もあります。

それで、このペナルティというのは全く当たらないことであって、町長も無料化したことが子育て支援の大きな一つにもなっているし、少子化対策にもなっているということでお認めになりますので、これはやっぱり大事な政策課題であると思うのです。それで、町長としてもまた撤廃と、それから医療費の無料化は全国一律でやるべきだということで国に向けての要請もやっているということなのですが、これをやっぱりもっともっと強めていかなければならないのではないかなと思うのです。

どこの自治体もそういう状況に置かれている中で、十勝管内では今言いましたように去年の8月から上士幌、陸別が高校生まで拡大していますし、更別村も4月から高校まで無料ですね。本別は8月から、一部制限つきではあるけれども、無料にするということになっています。

ですから、これは厳しいということで今言われましたけれども、いかにしてここまで広げていくかということを検討しなければならないのではないかなと思うのですよ。私もいろんな方とお話しする中で本当に、「いやあ、中学生の子ども無料になって助かった」と言っているのだけれども、次にお会いしたときには、「子どもが高校生になったから医療無料化受けられなくなったんだわ、何とかならないの」と言われました。町長、そういうふうに言われた経験はありませんか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 子育てというのはやっぱり今重要な大きな課題であるというふうに思っておりまして、こういった医療費の助成というのはそのやっぱり一翼を担っているというところも、私もそう考えるわけでありまして、こうやってなかなか先頭には立てませんけれども、財政状況等を鑑みながらこれまで進めてきたところであります。

今、他町村の例を言われましたけれども、やはり何といても財政状況についてであります。その都度、議員の皆様方にも本町の財政状況を詳しく説明しているところでありますし、何といても財政規律、これがやっぱりなければ広尾町の行政は成り立たないわけでありますから、もう高校生までの何とかという十分議員のおっしゃることは理解をするわけではありますが、やはり総合的な行政も推進していく上で判断をしていかなければならないというふうに思っているところであります。

して、現在のところでは拡大を予定するところはないところでご理解をいただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 12月、前回の前崎議員の質問に対しては、厚生労働省が全国の有識者による検討会が設置されて来年夏に報告書がまとめられることになっているという答弁をされているのです。

それで、私もこのことについて調べてみましたら、厚生労働省は昨年9月2日に子どもの医療制度の在り方等に関する検討会を立ち上げて、5回にわたって議論を重ねて、今年の3月28日に「議論の取りまとめ」というのを発表しているのです。子どもの医療費を国の責任で行うことについては、「近年、自治体間で対象範囲の拡大に向けた競争が激しくなる傾向にあり、統一的な基準を示す必要があるとの声も高まっている」というふうにも述べています。その一方で、国保のペナルティ問題については、「早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた」というふうにも述べています。それから、子どもの医療費助成制度をめぐる意見では、「社会保障制度の一環として国の制度設計に基づき実施されるべきであり、せめて未就学児については全国一律の制度としてどこに住んでいても同じであるべき」という意見もありました。それと、「子どもの貧困が深刻になる中で、いざというときにちゅうちょなく医療機関にかかる医療費無料化については子どもの命を守る仕組みになっている」と、こういう意見も出されているのですね。国保のペナルティをめぐる意見では、これは「適切なものと考えられる」という意見も紹介されていますが、「国民健康保険の減額調整措置は、国として推し進める少子化対策に逆行した施策であり、地方の取り組みに二重の負担を強いるものであるため、廃止すべきであり、国において早急に判断すべきである」と、「財政力の有無にかかわらず全国的に子どもの医療費助成が行われていることや、廃止により各自治体では他の子育て支援策に充当できることから、減額調整措置は廃止すべきである」などの意見も出されています。

厚労省は平成29年度にも減額調整の仕組みを見直す方向で検討に入ったとされて、4月1日付の国保新聞では、「減額調整は全面廃止ではなく一部廃止になる公算が大きく、詳細は年末の予算編成過程で検討される見通しだ」というふうにも書かれています。

ですから、国保に関するペナルティを廃止することと子どもの医療費助成制度は国の責任で行うべきだということを、町としてもしっかり要求していくべきではないかなというふうに思うのです。

それと、財政的に厳しいという町長の今の答弁でしたけれども、このペナルティが全廃ではなくてもそれが幾らかでも減らされれば、その分も無料化拡大の財源の一部にすることは可能ではないかと思いますが、やっぱり運動と一緒に制度の拡充もあわせて検討課題としていくという姿勢は必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、議員のほうから子どもの医療制度の在り方等に関する検討会の内容について紹介があったところでありまして、全く私もそのとおりだというふうに思っておりまして、国においては、一刻も早く一律の医療費の助成制度、これをしっかりつくっていただきたいというふうに思っておりまして、検討会議のそういった声を国は正面からしっかり受けとめて一律の制度をつくってほしいなというふうに思っております。

財政状況で、住んでいる人たちに自治体間で差があってはならないのだというふうに思っております。事命に関することですから、どこに住んでいてもその保障がされること、これは国の責任でしっかりやっていただければというふうに思っているところであります。財政力のあるところは無料化にして、財政力の弱いところは住民に負担を強いる、こんなことではだめなわけでありまして、そういった声をしっかり国に向けて発信していきたいなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） どこも、大きな自治体であっても小さな自治体であっても、財政事情いろいろあっても、医療費の無料化を拡大する自治体が増えているということは事実ですよ。子どもの貧困が言われている中で直接命にかかわることですから、このことについては国のやることとだけ言わないで、それを求めながらも町としてもぜひ拡充を図っていただきたいと思います。

そこで、あわせて検討していただきたいことがあります。

それは、ひとり親家庭の子どもの医療費の助成が一部償還払いになっているということなのです。それで、実は私が今度の議会で子どもの医療費の助成を高校生まで拡大するよう質問したいと思っているのだということを話をしましたら、あるお母さんが、高校生までも拡大してもらいたいけれども、ひとり親の医療費、病院の窓口で1割払ってその領収書をもらって役場に行って、そして還付されているのだという話を聞いたのです。私、長く議員をさせていただいていますけれども、子どもの医療費は全て現物給付というふうに思い込んでいました。そんなことないと思ったのですが、調べてみたら、時間はかかりましたが、やはり償還払いあるということがわかったのです。

これは、さっき町長、^{おだ}小田議員の質問のときに、住民の立場に立った住民の目線で行政をすることが職員として大事だというふうに言われていましたけれども、やっぱりこういうことが見過ごされているということは大変まずいことではないかなと思うのですよ。ほかの自治体を調べてみしても、きちんとそこはクリアして窓口負担ゼロというふうになっているところもあるので、その改善は図れないものかどうかお聞きします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、議員がおっしゃったこと、手続上の問題でありますから、速やかに手続をそのような形にできるように進めたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前 10 時 44 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

再開します。

11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 次に、後期高齢者医療制度の関係ですけれども、先ほどの町長の答弁で、特例軽減を受けている人数と、それから影響額は3倍から10倍ということで、ざっくりとした説明だったのですけれども、例えば道であれば軽減を受けている人は、全体の中の51.6%だとか国では55%というふうに私の調べたところではなっておりますが、広尾町では被保険者に対して軽減を受けている対象者は何%ぐらいになるのかということと、それからモデルケースとして何パターンか、今現在、保険料が幾らで、特例軽減がなくなったら幾らになるのかという具体的な数字をお示しいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） ご説明いたします。後期高齢者被保険者数1,361名に対しまして、9割軽減が382名で28.1%でございます。8.5割軽減が415人で30.5%でございます。合計で58.6%でございます。

続きまして、後期高齢者医療制度の特例軽減の廃止後の保険料の例について、3倍、5倍、10倍の例についてお示ししたいと思います。

まず、1例目ですが、年金収入が80万円の単身世帯ですが、特例措置で均等割軽減が9割となります。保険料がこの場合4,900円となりますが、特例措置から本則となり9割軽減が7割軽減となり、保険料が1万4,900円となりまして約3倍となります。

2例目でございます。被用者保険の元被扶養者、これは後期高齢者医療制度に加入したときに、主にサラリーマンの方が加入していた健康保険の被扶養者だった方ですが、この方の1年目、2年目の特例なのですが、年金年収194万円で均等割軽減が9割の場合、保険料が4,900円となります。これが本則になりますと、均等割軽減が5割となりまして、保険料が2万4,900円となりまして約5倍となります。

3例目です。被用者保険の元扶養者の3年目の特例ですが、年金収入217万円で均等割軽減がこれも9割となりますが、これが本則になると均等割軽減の特例9割がなくなります。均等割の課税額が特例の場合4,900円ですが、特例がなくなると4万9,800円となり、均等割課税で試算しますと約10倍となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 今、数字を示していただきましたけれども、高齢者は今大変な経済状況に置かれていると思うのです。消費税増税で生活必需品の値上げもあり、年金が目減りしているという中で、この介護保険料ですとか後期高齢者保険料などが暮らしにすごく重たい負担になっていると、それが今お聞きしましたように特例軽減がなくなると、3倍、5倍、その人によっては10倍もの負担になるというのは大変なことだと思うのですよ。こういうことは、やっぱり絶対にしてはならないと思うのです。

今回の北海道の広域連合の保険料は若干下がっているのです、今年の保険料そのものは。ですけれども、それは医療費の適正化で、医療費が少し下がったということと、診療報酬が下げられたこととか、それと積立金が結構たまっていまして、国全体では800億円から後期高齢者の全体の基金があるそうですから、北海道の場合にそれを一部取り崩したから幾らか下がったのですけれども、この特例軽減がなくなったら大変なことになるのではないかと思います。

高齢者の皆さんにペーパーでこういうふうに変わりましたと送ったとしても、実際にはそれを読んで判断できる方がどれだけいるかということを考えたら、そら恐ろしい、そんな状況になるなと思います。

そして、軽減がなくなった場合に何よりも心配なのは、やっぱり今でも病院にかかるのは極力抑えようとしている高齢の方がいっぱいいらっしゃいます。受診抑制がもっともっと加速されていくのではないかと、そうすると重症になってから病院にかからないとならなくなるということで、暮らしの安心・安全が脅かされるという事態になるのではないかと思います。町長、この3倍、5倍、10倍の金額を聞いて、これが75歳以上の高齢者にすんなりと受け入れてもらえるような、そういう数字だと思いますか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今回、国のほうから、緩和措置の期限が終わって本則に戻るのだという資料が示されたところでありまして、非常に私どもも驚いているところであります。こういったことを受けて全国の後期高齢者の協議会があるわけでありまして、そこでも国にしっかり厚生労働大臣に要望書を出しているわけでありまして。

この後期高齢者医療制度についてはスタートの時点からいろんな議論があって、いろんな多くの改革をなされてきたわけでありましてけれども、しかしながら不十分な制度ではあったとはいえ、この保険制度をしっかりと持続させていかなければならないというふうに思っているところであります。

今回このような本則に戻すということがなされたわけでありまして、これからもこの医療制度を続けていくためにはどうしたらいいかというところを、しっかりと国に改善を求めていかなければだ

めだというふうに思っております。国のほうとしては、緩和措置を図るという言い方をしておりますけれども、どんな形で図るのかは示されておられませんので、ただ、今は本則に戻るのだというところで、多い人は10倍でありますから、大変な状況が生まれるのではないかというふうに思っております。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 町長は、国のほうで激変緩和といいますか、対策はとると言っているというふうに今お答えになりましたけれども、国はそう言いながらも、医療費の負担を高齢者だといっても2割負担にしようということまで具体的に言い始めているのです。そうしたら、一方で保険料が10倍にもなったり5倍にもなったりしてそして医療費の窓口負担が2割負担になって、どこを激変緩和で見ると言うのかなと、私は言葉を使ってもてあそんでいるのではないかなというふうに思うのです。私は、これ都道府県単位の広域連合になったということがこういうことを安易に認めてしまう土壤になっているのではないかなというふうに思います。

それで、今年の2月18日に北海道後期高齢者医療広域連合議会が開かれているのですが、議員は今、全道で31人なのです。首長さんですとかお忙しい方、議員もこの広域連合議員になっていきますけれども、31人のうち出席したのは20人なのです。11人も欠席しているのです。それで、予算議会なのに発言した議員は3人しかいないのですよ。あと、何の質疑もなし、そして特例軽減措置の継続を求める意見書の提出についての陳情書というものも出されているのに、それに対しての賛成討論はあったけれども、反対討論の質疑もなし、そして否決をしてしまうと、これが広域連合の議会の実態なのです。ホームページで議事録全部出ていますので、私調べてみたらそういうことがわかりました。こういうことでは広域化というのは住民の声が届かなくなる、だから国保もこれから全道一本の広域にという形で動いていますけれども、こういうことになったら後期高齢者も大変なことになる、国保も大変なことになるといったら広尾町全体にとっても本当に問題だらけ、矛盾だらけになるのではないかなと思いますが、町長、そういう心配はありませんか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） どうやって後期高齢者の医療制度を持続させていくかというところで広域になったわけでありまして、そのよしあし、いろんな議論があるところでありますが、いずれにしても現行制度がやはりきちっと維持されていかなければならないというふうに思っているところでありまして、全国の協議会の要望書の第1には高齢者の生活に影響を与えるような保険料とならないように現行制度を維持することというのを第1番目にうたっているところでありますから、しっかりとそのことを国に要望していく以外に今のところないわけでありまして、それぞれの自治体でしっかりと声を上げていくことが大切かなというふうに思っております。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） どう維持されていくかということがこれから課題なので、国に向けての要望もというふうに町長もお話しになりましたので、これは議会としてどうするかとか、そういうことはこれからみんなで協議をしていかなければならないことですが、やっぱり町民の置かれている立場、特に高齢者の置かれている立場ということを考えたときに、これは本当に大変な問題になると思います。下流老人ですとか老後破産ということが今言われていますけれども、それが人ごとではないと、そういうことが非常に懸念されますので、高齢者を追い詰めるような、そういうことはやめさせると、そういうことでぜひ町長も声を上げていっていただきたいということを最後に申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 次に、4番、前崎茂議員、発言を許します。

1、4番（前崎） 2点について質問をいたします。

まず、1点目でありますけれども、臨時職員の正職員化と待遇改善について質問します。

「保育園落ちた日本死ね!!!」と題した匿名ブログをきっかけに、保育所待機児童問題に関心がある中、保育士の処遇改善が問題になっております。子どもの命を預かるという責任の重い仕事にかかわらず賃金が安く、なり手不足につながり、見直しを求める声が上がっております。政府は来年度、1万2,000円の賃金を引き上げることを検討しておりますが、全道の全職種の平均給与は28万7,000円に対し、私立認可保育所で働く保育士の平均給与は21万1,000円と、7万円以上も少ない状況であります。

さきの通常国会で野党4党は、保育士の給与を月額5万円引き上げる保育士処遇改善法案を提出したところであります。

厚生労働省の統計によると、実質賃金は5年連続減少しており、非正規労働者が167万人増加する一方で、正社員は36万人も減少しております。

さて、広尾町の平成27年3月末の職員数は199人に対し、臨時職員は194人と、ほぼ同数になっております。短時間勤務臨時職員を除いても111名と、職員数に対し56%に達しております。常勤的長期雇用の臨時職員、とりわけ保育所の保育士をはじめ、養護老人ホームなど高齢者福祉施設の臨時職員の正職員化は喫緊の課題であります。町長の見解を求めます。

低賃金によるワーキングプアが社会問題化している今日、全国の労働組合では最低賃金を1,000円に、さらに1,500円を目指す運動が展開されております。

本町の臨時職員の時給単価は平成16年度に800円に引き上げられて以来11年ぶりに、昨年度平成27年度に820円に引き上げられております。しかし、本年度は引き上げされませんでした。職員の人事院勧告も、この10年間でマイナス勧告等を含めて合わせて0.05%増と極めて低額に抑えられており遺憾と考えますが、しかし正職員については毎年度定期昇給で増額されます。

しかし、臨時職員については、2年後に1回のみの増額であります。臨時職員についても毎年度

一定の賃金引き上げが必要と考えます。さらに、臨時職員は労働基準法に基づくと、休暇のほか期末手当が40日分と1.1を乗じた額、さらに通勤手当が平成21年度から支給されるようになりました。しかし、扶養手当等家族手当や住居手当は支給されていないのが実態であります。臨時職員の方で小中学校や高校に通学されている子どもの扶養手当についても、職員に準じて支給すべきと思いますが、町長の見解を求めます。

2点目は、T P P（環太平洋連携協定）の本町の影響額と今後の取り組みについて質問します。

政府は、昨年10月にT P P（環太平洋連携協定）大筋合意をした後、T P Pに係る政策大綱を決定し、新しい影響試算を発表しました。これによると、前回の試算よりG D P（国内総生産）の押し上げが3兆2,000億円から13兆6,000億円と4倍以上に増え、逆に農林水産物の生産減少額は3兆円から、1,300億円から2,100億円程度になると1割以下に抑えられ、しかも食料自給率は下がらないというものであります。この示された数値を見た多くの農協組合長や関係団体から、魔法のような数値と驚きの声が上がっております。

本年2月4日、アメリカ、日本など12か国が署名したT P Pに対し、参加各国で国民の反対の声が沸き上がり、発効の見通しは立っておりません。加えて、この秋に行われるアメリカ大統領選挙の両候補ともT P P反対を表明しております。

さて、T P Pに係る審議が4月5日から衆議院本会議での代表質問や、T P P特別委員会の質疑では、日時と会議名以外は全て黒く塗り潰されており、情報開示が根底から覆され、国民にはその交渉内容が全く知らされない異常な事態となりました。「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農産物重要5品目を再生可能となるよう、関税撤廃の対象から除外または再協議の対象とする」の国会決議にも反しているものであります。また、農産品5品目を細分化したタリフライン数についても無傷なものはなく、国会決議が守られていないことも明らかになりました。

北海道では、農協や漁協等の関係団体のほか、経済界、医師会、消費者団体等も含めたオール北海道で反対運動が行われております。

日本農業新聞のモニター調査によれば、「T P Pの合意内容と国内対策について不安が払拭されたか」の問いに「全く払拭されていない」が71%、「不安である」を含めると9割以上になると報じております。

政府の試算に懐疑的な見方をしており、独自の影響試算をしているJ Aや自治体も相次いでおりますが、広尾町における農業、漁業のT P P影響額はどのように試算しているのか。

2013年の国会決議は、農産物重要5品目は関税撤廃を認めない、除外または再協議するとしております。しかし、政府が聖域とした重要5品目のうち、3割の品目で関税が撤廃され、さらに米は関税ゼロの特別輸入枠まで新設されました。また、発効後7年後には関税撤廃に向けた協議まで約束させられました。これは明らかに国会決議違反と言わざるを得ません。さらに、T P P交渉からは徹底した秘密交渉が貫かれ、日米2国間の並行協議でも何が話し合われたか明らかにされておらず、これも国会決議違反であります。

このような国益に反するT P Pは、徹底審議の上、批准すべきでないと考えますが、町長はどのように考えているか、また、あわせて今後の取り組みについて質問いたします。

ご答弁よろしくお願いをいたします。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

最初に、臨時職員の正職員化と賃金等の引き上げについてであります。

本町における正職員数については、厳しい財政状況から、第3次、第4次の行政改革及び自主・自立推進プランを基本に、退職に伴う補充を必要最小限度に抑制してまいりました。そういった背景の中で、臨時職員数、とりわけ常勤的臨時職員数について、27年3月末で111名であり、近年ほぼ同じような状況になっております。特に、現業部門においては、高い比率で臨時職員の方々に担っていただいている現状にあります。正職員の配置については、これまでの議論の中で答弁をさせていただいたとおり、全体の職員数、退職状況等を考慮した中で、また、施設等においては、将来的な管理運営方法について調査研究を進めていく中で検討してまいりたいと考えております。

次に、臨時職員の賃上げ等の待遇改善についてであります。

これまでも人事院勧告や景気動向、管内情勢等を勘案しながら処遇改善を図ってまいりました。平成27年度においては約2%の賃金の引き上げ、平成28年度は介護福祉士の資格を有する臨時職員に対して月額600円の引き上げを行っております。休暇や手当についても有給休暇、忌引休暇の取得、また、期末手当、通勤手当相当額の支給も行っております。今後におきましても、諸情勢を勘案しながら、臨時職員の待遇改善について検討してまいりたいと思っております。

続きまして、TPPに係る本町の影響額と今後の取り組みについてであります。

本町の農林水産業の影響額であります。本年2月に北海道において影響額の試算が公表され、それに基づき試算をいたしますと、農業においては生乳、それから家畜生体の影響が大きく、平成27年生産額の69億9,800万円に対して9%に当たる6億3,000万円の影響額があります。

また、漁業におきましては、イワシ、サケ、マス、イカ、サバ、スケソウダラで影響を受けることになりまして、平成27年総水揚げ高が51億4,800万円に對しまして、約5.4%に当たる2億7,600万円の影響額になるところであります。

農業、漁業を合わせますと9億600万円の影響額になりまして、関連産業を含めると大きな影響となることが想定されます。

今後におきましては、次の臨時国会で承認が争点の一つになるところであります。本町におきましては、従来よりTPP反対の意思表示をしておきまして、地域と一体となり対応してまいったところでもあります。

なお、直近では、先月、十勝町村会におきまして「100年先を見据えた農業政策の確立を求める決議」、これを採択して国に要望をしているところでもあります。今後につきましても、オール十勝、オール北海道で連携しながら対応してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） それでは、臨時職員の正職員化と賃金等引き上げについて再質問いたします。

まず、正職員化についてでありますけれども、今般27年3月末では臨時職員数が111人ということで、いわゆる正職員2人に対して臨時職員が1人という内容となっております。ちなみに、平成7年3月末の職員配置状況を調べてみましたら、正職員が256人、準職員が37人、合わせると293人です。臨時職員、これは短時間勤務臨時職員を除いた数字でありますけれども、これが45人ということであります。したがって、平成27年3月末は正職員2人に1人が臨時職員でありましたけれども、平成7年3月末では正職員6人につき1人という臨時職員の配置であります。この平成7年3月末の数字から比べると、いわゆる今回の臨時職員の配置数というのは異常に多いと言わざるを得ません。

冒頭、第1次質問でも申し上げましたけれども、国も先ほど言ったようにこの5年間で非正規労働者が167万人増加する一方で正社員が36万人減少していると。差し引き131万人の労働者増と、雇用者増となっておりますけれども、非正規が増えて、その割合ももう4割を超えているという部分では今、非常に社会問題化しているわけでありまして、さらにいわゆるワーキングプアといえますか、所得の年収の200万円以下、そういったことが問題となっております。

実際この内閣府の結婚生活に必要な年収調べによると、490万3,000円という資料が載っております。さらに、同じ内閣府でありますけれども、結婚・家族形成に関する調査というのがあります。これで見ますと、20代年収別の婚姻率実態調査ですけれども、300万円未満の方は8.7%、要するに年収が300万円未満の方は8.7%しか婚姻していない。300万円から400万円未満、かなり上がりまして25.7%、それから400万円から500万円未満、これは36.5%というふうが増えてきております。これは以前、日経新聞等でも出ておりますけれども、結婚300万円の壁というふうに言われております。

広尾町は、平成27年度の出生者数が30人を切ったわけでありまして。さっき提案されました広尾町総合戦略、人口ビジョン、これらも見直すことにもなるのかなと思いますけれども、やはりこういった年収300万円未満のいわゆる婚姻率の低下、これが全国的な出生者数の低下に結びつくというふうに内閣府も認めているわけですね。

したがって、以前から議会でも再三取り上げておりますけれども、財政状況が厳しいからなかなか正職員化に踏み切れないというご答弁をいただいておりますけれども、私は年次的にそういった正職員化にすることによって非正規・臨時職員の割合を少なくとも今の数字から下げていくという努力をする必要があるかと思っておりますけれども、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 従来から議員のほうから、この件に関しましては、いろんな質問並びにいろんな施策提言があるところであります。

保育所の関係で言えば、従来ずっと職員の不補充で保育所の運営について検討してきたところでありまして、保育所の関係については行政がしっかり責任を持ってやるという方針を出して職員化を今進めているところであります。

あと、福祉部門の現場につきましては、従来からの答弁を繰り返しますけれども、こういった運営方法がいいのか、今、検討しているところでありまして、そのところなかなか正職員化にできない状況があるところでありまして、ご理解をいただければと思っております。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 保育所の保育士については、以前、これも議会で何回か取り上げさせていただいて、平成23年だと思うのですけれども、16年ぶりに保育士の正職員化がされました。その後も年次的に正職員化されているということで、そういった部分を例えば福祉部門においても年次的に拡大していく必要があるかというふうに思います。

あと、賃金の引き上げについてでありますけれども、例規集の中に定数外職員のいわゆる賃金表がありますけれども、この中で一番安い時給単価というのが820円なのですね。これも何回か議会で取り上げてきて調べましたら、16年度に800円にして以来11年ぶりに今回27年度、いわゆる時給で20円、2%ちょっとですね、引き上げをさせていただきましたけれども、実はこの平成16年度といいますと北海道の最低賃金が638円なのですね。そのときの時給が800円ですから、まだ最低賃金と162円の差があったわけでありまして。しかし今日、今820円でありまして、現時点では北海道の最低賃金764円であります。

しかしながら、実は一昨日14日、厚生労働省の諮問機関であります中央最低賃金審議会、これが始まりました。この中で厚生労働大臣は、最賃引き上げについて経済成長に配慮し年率3%程度をめどにという形で諮問したという報道が出されております。したがって、この10月から3%の引き上げとなると23円程度の引き上げとなります。

ちなみに、平成16年度から最賃の時給引き上げ額ですけれども、平成16年度、平成17年度、1年間で3円ずつしか上がっておりません。最近では15円程度の引き上げと。多分、今秋23円程度引き上げになるとすると、時給は北海道で787円です。そうすると、本町の臨時職員の賃金との差は33円ということですね。したがって、そういった意味では、この最低賃金に限りなく本町の臨時職員の単価が近づいてきているという状況であります。したがって、こういった見直しは早急に急がなければならないというふうに思います。

それと今までも、取り上げた最後出ておりましたけれども、職員の人事院勧告が過去10年間でマイナス勧告含めて0.05%の増ということですから、ほとんど引き上げはされていないのが実態であります。ただ、26年度と27年度、この2か年については、初任給がそれぞれ2,000円から2,500円引き上げされております。さらに、この行政職給料表に出てはいますけれども、いわゆる年1回の定期昇給がございますけれども、1級職員で4,400円、2級職員では5,400円と毎年引き上げられると。率に換算すると2.8%から3%程度なのですね。ですから、臨時職員は全く当然定期昇給もござい

ませんし、そういう部分で職員のベースアップと同一視するということは今言ったように北海道の最低賃金と接近してくるということだと思うのですね。その差が余りなくなってきたということを考えれば、こういった見直しを早急にする必要があるかと思えますけれども、その点についてお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 臨時職員の方の待遇、それから賃金の改定につきましても、これまでそれぞれ職員が据え置き並びに下がる中で、臨時職員の方々は下げずに今日まで来たという経過もあって、さらに職員が上がる时候にも臨時職員を連動させているという、そんなこともさせていただいたところであります。

今、議員おっしゃった最低賃金制に近づくという、そんなご指摘もあったところでありまして、そういったことも諸情勢を勘案しながら、それぞれ今後についても検討する必要があるというふうに思っているところであります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 臨時職員の時給単価、あわせて日額の単価の引き上げ、それらを含めて、今現在、臨時職員には期末手当、これが20日分に1.1を乗じた額を6月と12月にそれぞれ支給しております。年間でいくと40日分であります。そのほかに平成21年度から通勤手当が支給されております。これも決算委員会等で正職員との整合がとれていないのではないかと、そういった私の質問に対して改善されたというふうに認識しておりますけれども、そのほかに以前、寒冷地手当、これが支給されておりました。

実は、この例規集にも出てはいますが、当時は数量支給ということで毎年度、時限立法的な形で出されておまして、昭和54年度から平成9年度まで臨時職員にも、これは支給されていたのです。当然、当時いわゆる正職員ばかりでなくて準職員、それから臨時職員にもということで労使交渉の上で支給された経緯があるわけでありまして、やはり正職員に準じたそういった待遇改善といいますか、そういったものも含めて今現在は期末手当と通勤手当のみでありますけれども、以前は親元から通われる単身者が臨時職員という位置づけが多かったわけでありまして、近年この110名を超える臨時職員がおられますと、いろんな小中学校あるいは高校に通うお子さんをお持ちの臨時職員の方もおられるというふうに思いますが、やっぱりそういった方々にいわゆる家族手当、扶養手当、住居手当等そういったものを支給する、そういった中での待遇改善、一番ベストなのはそういった長期臨時職員が正職員化すればいいのですけれども、その間、待遇改善をやっぱり図っていく必要があるのではないのかなというふうに思いますが、その点で町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 職員につきましては、長くやはり生計をその場所で立てるわけでありますから、いろんな諸手当、それから待遇改善あるわけであります。しかし、臨時職員というのは職種の性格上決まり事で言えば半年、そして更新して1年、それで終わるという性格のものでありますから、なかなか諸手当等を支給をするという性格にはなじまないものだというふうに思っております。しかしながら、その人たちにもやっぱり仕事をしていただいてまちづくりを担っていただいているわけでありますから、できる限りの待遇改善、通勤手当も含めて出しているわけでありますから、そういった面ではできる限りのところはさせていただきますけれども、全て職員に準じてというところはなかなか難しいかなというふうに思っているところであります。ただ、準職員制度だとかいろいろ制度がある中では準じて出している町村もあるかもしれませんけれども、臨時職員という立場では、なかなか全て準じるというのは難しいかなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 確かに地方公務員法等で臨時職員等の採用については6か月、6か月という規定があります。ただ、現実問題として事務部門でも数年にわたって臨時職員の形で長期雇用されている方もおりますし、特に特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の福祉施設等については、これは以前にも質問しましたが、例えば10年近く臨時職員という形で勤務されている方もおります。そういった意味では、既に支給されている期末手当あるいは通勤手当、過去に支給した寒冷地手当、こういったものと一定程度、同一視をして支給を検討されるべきではないかと。当然この際も先ほど言った6か月、6か月というその採用形態に準じて現在も支給しているわけでありますし、そういった意味では本当に短時間勤務の臨時職員の場合については不可能かもしれませんが、通常のフルタイムでいわゆる複数にまたがる臨時職員については、この支給については可能であるというふうに思いますけれども、これらを含めた待遇改善についてもう一度お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 臨時の方も職場でそれぞれ力を発揮していただいて、町を支えていただいているわけでありますから、そういった意味では制度上6か月、6か月の1年という決まりはありますけれども、しかしやっぱりそれをいろんな工夫をしながら長く不文律として5年をめどに、それぞれ活躍をしていただいているわけであります。その中でこれまでもいろんなご指摘があったところ、改善すべきところは改善できるところはしていきたいなというふうに思っているところであります。そういった意味で、職員と臨時の方一緒の職場で働くわけでありますから、議員おっしゃったことは十二分に理解をするわけでありまして、今後それぞれの諸情勢を勘案しながら対応してまいりたい

いというふうに思っております。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 今、アメリカ大統領選が行われておりまして、民主党のサンダースが想定外の善戦をしておりますけれども、彼の政策はいわゆる最低賃金の引き上げですとか、教育費の無償化という形で非常に若者から支持されるということであります。ぜひ村瀬町長においても広尾のサンダースと呼ばれる、そういう意味でぜひ前向きな検討をいただきたいと思います。

次、2点目のTPPに関する再質問をいたします。

先ほどの1次答弁で、農業、漁業を合わせると9億600万円の影響額になるということであります。これは北海道の試算に準じた数字だというふうに認識をしておりますけれども、他の町村においても例えば更別村も4億3,000万円の影響がある、それから幕別町も9億5,000万円、足寄町は5億4,000万円、これらの影響があるというふうに示されておりますけれども、先ほどの答弁の中で総額の数字が示されましたけれども、それぞれの町村で例えば業種別といいますか、小麦とか、いわゆる砂糖、ビートですね、それからでん粉原料、それから牛肉、牛乳ですか、そういった作物別、品目別に影響額を示されておりますけれども、本町の場合そういった細かいもし資料があればご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 私も各町村のいろんなホームページを見ながら、それぞれ試算をしている町村もあります。広尾町としては、作物別、品種別については出しておりません。その町村の出し方も、私、拝見しましたけれども、減少率を、単純と言ったら失礼でありますけれども、北海道が減少するというその率をそれぞれ生産高に掛けてトータルを出しているという、うちもそれぞれ作物別、品種別にこれから指示しますけれども、そういった資料をしっかりとって、トータルは変わりませんが、そういった押さえる必要があるかというふうに思っておりますので、しっかり対応していきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 先ほども言いましたけれども、道の数字を準拠してつくられたということなのですけれども、やはり作物別に数字を出さなければそれぞれの対策も違ってきますので、それは早急に試算をしていただきたいと思います。

あと、今9億600万円の影響ということでもありますけれども、これはほかの町村もそうでありまして、国の数字、いわゆる農産物の生産減少額1,300億円から2,100億円、この数字に基づいて出された数字だと思うのですけれども、実際、各自治体であるいはJAで独自に試算をされてお

るところもあります。

とりわけ米について言えば、広尾町は米はつくっていませんけれども、国の試算はいわゆる今あるミニマム・アクセス、MA米ですね、それとか新たな枠を設けて8万トン輸入するとかいうことが出されておりますけれども、これらについては政府が買い取るということで米の試算は影響額がゼロというふうにしているのですけれども、ただ、これに納得できない自治体あるいはJAについては独自に試算をしております、今、北海道はゼロですけれども、この8県で224億円の生産減少額があるというふうな試算もしております。ですから、そういった意味では、もっと広尾町独自のそういった試算も加味して今後検討する必要があるのかな、そういったことが今後の対策に結びつくと思うのですけれども、その点についてどのように考えておられるかお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 申しわけございません。影響作物別に出しておりました、申しわけございません。作物そんなに多くないわけでありましてけれども、生乳、それから乳用牛、肉用牛、それから小麦、小豆、バレイショ等々主な作物でありますけれども、それぞれ生産額に北海道の減少率を掛けて出したのが先ほど申し上げました影響額であります。失礼いたしました。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 影響額が出ているということでありましてけれども、今その数字は公表されませんでしたけれども、それらの数値に基づいて、今後、広尾町の農業を守り発展させていくという観点から、どのような対策を講ずる計画であるか、それについてもお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、特に十勝町村会もそうでありまして、TPPからどうやって十勝の農業を守っていくのかという観点から、いろんな対策をしているところであります。特にそれぞれの団体の協議をして国に要望をしているところであります。特に十勝の30団体で構成するそれぞれの協議会、連絡会議があるわけでありまして、その中でもTPPから十勝の経済、農業をどうやって守るのかという決議を出されているところでありまして、また、町村会においても、さきの総会において100年先を見据えた農業政策のあるべき姿というところを提案して議決をして北海道に要望しているという、そんな取り組みも今しているところであります。

系統の農業団体においても、このTPPからどうやって農業を守るのかという観点からそれぞれ行動を起こしているところでありまして、それぞれの関係団体と連携をとりながら進めてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 4 番、前崎茂議員。

1、4 番（前崎） いろんな関係団体との対策を講じながら、広尾の農業を発展させていくという方向で取り組んでいただきたいと思います。

ただ、この T P P の批准に関して言えば、6 月 1 日に通常国会が終わりましたけれども、本来はそこで議会の承認という手はずだったのですけれども、結果的に今言われているのは秋以降ということでもありますけれども、ただ、今現在、特にアメリカだけを見ても、アメリカ国内の労働界においては雇用の海外からの流入で雇用の機会が奪われるという形で反対しております。

また、今、11月のアメリカ大統領選に向けて、例えば共和党のトランプ候補は、T P P は最悪の協定であると、ごみ箱に放り込むと、このように豪語しておりますね。また、一方で、民主党のクリントン氏は、T P P には反対であると、雇いを奪い賃金を下げると危機感を示しております。

そういった意味で、この T P P の部分についてはアメリカと日本がポイントを握っているわけがありますけれども、その一番のアメリカがそういう状況であるということを見ると、やっぱりこれからは J A 含む各関係団体とこの T P P を批准させない、そういった取り組み、こういったものも今後必要になってくると思うのですけれども、あわせてそのことについての町長の考え方をお伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 従来からこの T P P につきましては議会でも議決もしていただいているところでありまして、反対の姿勢は変わっておりません。ただ、大筋合意を受けたというその現実を捉えて T P P からどうやって守るのかというところの今スタンスになっているところでありまして、そういった意味では、これから国会で議論される場所でもありますけれども、情報提供、全く国民に詳しく説明をされていないところでありまして、将来にわたって農業で言えばやっぱり農業が非常に不安だということ、何ら払拭されていないところで報道もされているところでもあります。系統の団体とその辺については連携をしっかりととりながら対応してまいりたいというふうに思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） これで、本日の日程は全て終了しました。

明日17日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時55分